

京都市告示第102号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都御池地下街株式会社を京都市公金受託者とし、京都市御池駐車場の駐車料金の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本頼兼

(建設局道路部道路維持課)